

第三章 国際社会における天皇就任儀礼の互換性と固有成性

はじめに

一九〇九年(明治四十二)に公布された登極令は、大正・昭和の天皇の就任儀礼にともなう、踐祚・改元・即位礼(即位式)・大嘗祭について具体的に規定したものである。

形成期日本の国民国家は、同時代の欧州の君主制特に、奥ハプスブルグ家、普ホーエンツォレルン家、英ハノーヴァー家、露ロマノフ家などの国家が、相互に共有し交通関係にある、儀礼・外交・文化・政治体制などのシステムを意識し、皇室がそのシステムの中に入ることをめざした。たとえば、一八八六年(明治十九)五月二十一日にパリの日本公使館に勤めるフレデリック・マーシャルは、伊藤博文に宛てて、「東京ノ宮廷ト歐洲諸国ノ宮廷トノ間ニ於テ遵守スベキ万国公礼ニ関スル謹告書」⁽¹⁾を提出し、互換性のある公礼とはどういうものか、そして日本もそうした公礼をとるべきことを説いている。こうした欧州の君主制と互換性を有したシステムが、登極令中にどう現われるかを解明することが第一の課題である。

登極令が公布される以前の明治期の大嘗祭に関する主な研究書は、明治三年(一八七〇)に東京での大嘗祭の直前

にだされた伊能頼則の『大嘗祭儀通覧』、小中村清矩を中心として編纂された一八九七年(明治三十)『古事類苑』神祇部、一九〇三年(明治三十六)池辺義象「大嘗の大礼」と、極めて少ない。当然のことながら、登極令の「秘儀」としての大嘗祭の施行細目はこれらわずかの先行する書物が直接の影響を与えている。しかも伊能頼則は、小中村清矩の師であり、池辺義象は一時、小中村の養子となった国文学者である。ここに小中村清矩を中心とする人的系譜がある。これらの書物では一貫して、天孫降臨神話の具現と農耕祭祀の集大成としての大嘗祭の性格が説かれている。こうした国学の大嘗祭解釈が流れ込む、登極令の固有な性格を明らかにすることが第二の課題である。さらに一八九二年(明治二十五)以降、宮中の新嘗祭への全国からの献穀を制度化することは、登極令にむけて、大嘗祭の固有な意味づけを強化するものであった。

最後に考えたいのは、近代の天皇の就任儀礼において常到大嘗祭が最重要であり続けたわけではないことである。それは大嘗祭が文正元年(一四六六)以来、二一一年間行なわれなかった間、天皇就任儀礼として即位式は継続し続けた、一五七七世紀の状況と同じである。

近代の天皇の就任儀礼における即位式と大嘗祭との関係の変遷を述べれば、慶応四年(一八六八)八月二十七日の即位式は、戊辰戦争未終結段階において維新政府の正当性を内外に知らしめるため、唐風の排除、外国人公使の饗宴の開催などの新しい内容で大々的に施行された。それに対して大嘗祭の方は、近世国学以来の「秘儀」「不変」の意味づけがなされたが、明治四年(一八七二)十一月の大嘗祭は、岩倉使節団派遣後になされ、先行した即位式より相対的に政治的役割は低かった。一八八〇年代になって、立憲制の形成とかかわって皇室に対する「旧慣」保存策がでてくる中で、ロシア・オーストリア・プロシア・イギリスなどの王室が模範国として設定される。その間、皇室儀礼として一貫して問題になるのは、戴冠式を念頭に置いた即位式をどうするかという議論である。一八八七

年にロエスレルが、「(欧州の)即位ハ天帝ヨリ王位ヲ受クルコトヲ表証スル所ノ祭儀ナリ」と述べたところをみると、欧州の戴冠式の機能からすると日本では即位式で事足りると認識されたことがうかがえる。また即位式を重視することとして、象徴的には、登極令というネーミング自体が、神道家の賀茂百樹をして「登極とは、嵩崇至極の天津高御座に登り賜ふことを云ふ」といわしめたように、登極即位なのである。要するに、明治期においては何よりも天皇就任儀礼の中で、即位式が重要だったのである。

しかしながら、一九〇九年の登極令以降、天皇の就任儀礼の中で大嘗祭が最重要とされる今日につながる通念が形成される。この問題は、一言でいえば、法的規定とはかかわりなく、国学の社会的な復権である。そして形成された通念は、一九二八年(昭和三)折口信夫の「大嘗祭の本義」で意味づけが完成され、国家主義思想と相まって増幅されるのである。

第一節 欧州王室儀礼の天皇就任儀礼への影響

I 欧州王室儀礼の皇室儀礼への導入

近代における外交儀礼の整備過程において、大きな画期となるのが、前アメリカ大統領グラントの来日である。グラントは、一八六一年の南北戦争で武名をとどろかせ、一八六八年、第一八代大統領となった。大統領辞任後、世界漫遊の途についたグラント夫妻は、一八七九年(明治十二)六月日本にやってくる。グラントは、外国の皇族同

様の国賓として接待された。その接待にはアメリカの特命全權公使吉田清成や伊達宗城らがあたることとなる。⁽⁵⁾しかしながら、グラント来日を契機に、外務卿井上馨らが従来⁽⁶⁾の接待方法を総括したところによると、一定した礼式がなく、場当り的な待遇となっていたため、「一は遠来の賓客を疎漏なく遇するため、一は閣員に外人との交際に慣れしめるため」⁽⁶⁾、同年十月四日に井上馨が委員長となって、外賓待遇礼式の取り調べがはじまった。翌一八八〇年(明治十三)十二月に諸礼式が完成するが、一八八一年(明治十四)八月五日の外賓接待略規によると、外賓来日時⁽⁷⁾には、宮内省に臨時接待委員を置き、委員による歓迎・歓送、外出時の随従、謁見者の取次、輪番の食饗での陪席などが定められた。

一八八〇年代になると外賓への応対・待遇の制度化とともに、欧州の王室間の儀礼と互換性を持たせようとする努力がなされる。たとえば一八八五年(明治十八)十一月六日外務卿井上馨に宛てられた宮内卿伊藤博文の内外國人交際会食饗宴意見では、年中季節を問わず会食・饗宴などが頻繁に行なわれる現状を憂い、

歐洲諸国ニテ大抵冬春ノ間ヲ以交際季節トスルノ慣例ニ倣ヒ、毎年觀菊ノ御宴ヲ以季節ノ始トシ觀桜ノ御宴ヲ以其終リトシ、内外人會食夜食舞踏會會食夜會舞踏會等ハ此時節内ニ於テ相催候筈ニ内定致置度⁽⁸⁾

と述べられている。觀菊會は一八八〇年(明治十三)十一月十八日に、觀桜會は翌一八八一年(明治十四)四月二十六日にそれぞれ初めて開催されたものであるが、『明治天皇紀』によれば、外務卿井上馨が「歐洲各國の帝室が常に社交界の中心たるが如く、我が皇室に於ける外交の盛大ならんことを希ふ、乃ち春秋二季御苑に於て觀桜・觀菊の兩園遊會を行ひ、以て各国外交官を招請し、又三大節日に各國公使等を参列せしめられんこと」⁽⁹⁾を建言したことに端を発する。伊藤の意見は、欧州の季節に合わせた宮中における外交儀礼の開催を主張したものである。ここでは欧州の王室間の「交際季節」が日本の模範とされている。

こうした欧州の王室間の儀礼の互換性を体系的に明らかにし、そのシステムへの参入を説いたのが、一八八〇年代に在仏公使館雇名譽参事官として原敬とともに働いたフレデリック・マーシャルである。マーシャルは、一八七一年(明治四)にフランス在勤少弁務使鯨島尚信に雇用されて以来一七年間にわたり欧州における日本の外交実務を助けた人物である。⁽¹⁰⁾ そのマーシャルが、パリから一八八六年(明治十九)五月に、内閣総理大臣伊藤博文に「東京ノ宮廷ト歐洲諸国ノ宮廷トノ間ニ於テ遵守スベキ万国公礼ニ関スル謹告書」⁽¹¹⁾を提出している。その中でマーシャルは、欧州の王室における凶事に対して、東京の宮廷・政府が通例よりも鄭重すぎる喪に服するのは、欧州諸国間の儀礼の「互相」の原理から問題があるとし欧州での公礼の実態について、以下のように述べる。

万国宮廷ノ公礼ハ大約三種ノ類別アリト謂ヲ得ベシ。

一、各国宮廷ヨリ其皇族ノ生死婚姻ヲ他国ノ宮廷ヘ親書ヲ以テ報知スルコト。

二、他国皇族ノ凶事アル時、自国ニテ其喪ニ服スルコト。

三、皇室ノ礼儀殊ニ婚姻葬儀祭典等アルトキ、他国ノ皇族若クハ其名代人参会スルコト。

右ノ外尚附言スベキモノハ、駐劄国ニテ死亡スル外国公使ノ葬儀ニ外国ノ君主皇族或ハ政府ノ名代人会葬ノコト是ナリ。

ここにあげられている冠婚葬祭にともなう親書のやりとりや名代人の派遣、凶事における服喪は、日本が欧州諸国の王室に対して行なうのと、相手からも同時に同様の鄭重さで行なわれることが重要との論を展開する。さらに「万国公礼ニ関シテハ総テ日本ト全ク互相ニスベキヤ否ヲ各国ノ宮廷ニ秘問シ、各宮廷ト共ニ嗣後互ニ用フベキ礼式ヲ確定セバ即可ナラン」と述べ、日本が行なう儀礼の内容は外国に対して「秘問」のまま制定せよと提案する。これに先立つ同年二月十二日に、原敬は伊藤博文に宛てて、マーシャルの意見に寄せて「其前以て耶蘇教国を以て

目せらるるに至るべき手立は必要なるべしと存候⁽¹²⁾と述べ、キリスト教国の儀礼の体系の中で王室儀礼を位置づける必要に言及している。そして事実、ドイツ人の御雇式部官オットマル・フォン・モールの回顧によると、欧州の王室の服喪に対して、一八八〇年代に日本政府も「キリスト教の君主国の慣習に従う方針⁽¹³⁾」であった。

さて儀礼の欧州化を日本の皇室ないしは華族社会内で、積極的に上から推進していった道筋を示す史料が、一八八七年(明治二十)「婦女服制のことに付て皇后陛下思食書⁽¹⁴⁾」(活字印刷の一紙のもの)である。皇后の言葉として、外務大臣井上馨の文書中に残っていたものである。

さるに、今西洋の女服を見るに、衣と裳とを具ふること、本朝の旧制の如くにして、偏へに立札に適するのみならず、身体の動作、行歩の運転にも便利なれば、其裁縫に倣はんこと、当然の理りなるべし。然れとも其改良に就て、殊に注意すべきは、勉めて、我が国産を用ひんの一事なり。

欧州風服制のように身体を覆う衣と腰から下につける裳の両方そろっていることが古代以来の日本の旧制であり、従来の坐札だけではだめで欧州風の立札の施行は「難波の朝」の立札を興すことにつながる。立札に適した女性服制の欧州化は、実は日本の「伝統」に合致するとの論を展開している。ここで重要なことは、上からの欧州化を、おそらく伊藤博文あたりが皇后の言葉として語らせていると考えられる点、そして欧州風服制の優位の主張と国産素材の使用という奇妙な「和洋折衷」論である。すなわち皇后自ら音頭をとらされて、皇室・華族社会から国民一般に至る女性服制の欧州化を推進する上からの道筋を示したものである⁽¹⁵⁾。これは国民国家形成期において日本の皇室儀礼が欧州化される道筋を示す象徴的事例であろう。

2 登極令の国際社会における互換性

前節で述べてきたように、一九世紀の日本は欧州の王室間の儀礼と互換性のある皇室儀礼をつくりだそうとした。ここでは国際社会で互換性のある儀礼が、登極令中にどのように現われてくるかを明らかにしたい。登極令が実際に施行された内容を見るため、大正大礼（一九一五年）を事例として検討したい。⁽¹⁶⁾

前天皇の死の直後に、東京の葉山御用邸で行なわれる新天皇に剣璽を渡す儀式である踐祚からみたい。明治天皇以前においては、前天皇の死から新天皇への剣璽渡御まで数日間以上のブランクがあった。それがたとえば、一八八二年（明治十五）モッセ講義において「王位ハ先君没スルノ時、早く既ニ嗣君ニ移ルモノナリ」と示されたように、欧州における王位継承について空位があつてはならないとする原則の影響をうけることとなる。政府内における登極令の直接の立案者多田好問の『登極令義解』⁽¹⁸⁾によると、登極令ではすでに皇室典範（一八八九年制定）第十条、「天皇崩ズルトキハ皇嗣即チ踐祚シ、祖宗ノ神器ヲ承ク（傍点、高木）」で定められた、空位防止の原則を踏襲することとが述べられている。踐祚後に、宮中正殿で「初メテ群臣ヲ見タマフ」踐祚後朝見の儀が執り行なわれるが、一九一二年（大正元）には、「祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ、憲法ノ篇章ニ由リ、之レカ行使ヲ^{あやま}愆ルコト無ク、以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス」⁽¹⁹⁾との勅語がある。ここでは、祖宗のはかりごとに従うとともに、大日本帝国憲法の遵守を誓約しているが、これは欧州の立憲君主制の模倣である。たとえば一九一一年（明治四十四）六月二十二日、英のジョージ五世の宣誓式では、ウェストミンスター寺院内で、国民を代表したカンタベリー大僧正に対して国王は、「英国教会の定著及教義、礼拝、規律並に之に関する統治権を、法律に依りて英国に打立られたるまゝに、抵触する事なく保持せん」ことを誓約している。⁽²⁰⁾主権の所在、統治権のありかた等、イギリスと日本では大きな隔たりが

あるが、大正天皇の勅語に「憲法ノ条章ニ由リ」の一節があるのは、欧州の君主制の戴冠式の模倣であると考えられる。

この後、伊勢神宮・神武天皇陵などに勅使発遣や奉幣、斎田点定の儀（悠紀国・愛知県、主基国・香川県）、斎田拔穂の儀、新穀供納の式などの諸儀がすんだあと、一九一五年（大正四）十一月六日、京都市幸がなされる。大札が京都で施行されるのは、皇室典範第十一条、「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」の規定によるが、この背景には、一八八〇年代において、欧州の王室に倣って、京都という歴史的な「旧慣」を保存しようとする政策があった。特に在露公使柳原前光が、戴冠式の行なわれる「聖なる都市」モスクワに対する「政治的首都」ペテルブルグの関係を京都と東京に求めた、岩倉具視らへの建言は、皇室典範の規定へ直接的影響を与えた（本書第二章参照）。

さて、ここでは京都市幸時の鹵簿ろぼに注目したい。警視庁の警騎・近衛騎兵などの儀仗に守られた天皇が乗る六頭曳き特別儀装の馬車を中心とする行列が皇居二重橋から東京駅へと向かう。この洋式馬車に乗った天皇は大元帥の正装で、胸間には、菊花頸飾章・功一級金鷄勲章や諸外国から贈られた勲章を佩用する。

この洋式馬車は、明治期に欧州の王室から学んだものであった。大正大札時の鹵簿に鹿毛白の馬に跨り随従する藤波言忠主馬頭は、かつて一八八五年（明治十八）七月、各国宮内省の制度、帝室御廐の組織、牧畜および産馬改善などの調査のため、欧州諸国に派遣された。⁽²¹⁾一八八七年（明治二十）五月十九日に、イギリスから藤波は宮内大臣伊藤博文に宛てて、「儀式車にも各種あり、余り本邦には華美に流れざる方可然、左りとしてガラ（Horse）祝祭と称する式車たけには製造致させ度積に付御勘考之旨御決定次第御示令奉待候」と伝え、杉孫七郎内蔵頭の命を受け現地の馬車屋に儀式用の馬車を注文している。こうした一八八〇年代以降の洋式馬車の調査・研究をへて、ロシアやイギリスにみられる儀仗を具えた鹵簿の形式が整えられていったと考えられる。藤波は、帰朝後、一八八九年（明治

二十二)七月二十三日の宮内省の官制改革にともない侍従から主馬頭に任じられている。⁽²⁾

一九一五年十一月六日、東海道本線をへて名古屋に泊まった天皇は、翌六日、京都へ着く。再び華麗な鹵簿は、烏丸通りをへて京都御所に至る。そして十一月十日に即位礼が施行される。

即位礼の中でもっとも重要な儀式は、高御座に登った天皇が、皇位を継承したことを内外に知らしめず、紫宸殿の儀である。紫宸殿中の高御座から南面する天皇の右手前方に各国大使公使並びに夫人が整列する。参列した大使公使は、ロシア・イタリア・イギリス・アメリカ・フランス・スウェーデン・スイス・シヤム・デンマーク・チリ・中国・オランダ・ポルトガル・アルゼンチン・ノルウェーの一八か国であり、欧米中心であることは一目瞭然である。皇室の模範国である欧州君主制の使節も一同に顔を揃える。なお皇后が御帳台に登り重要な役割をはたすのは新儀であり、欧州の影響がうかがえる。⁽³⁾さらに即位礼には、大勲位山県有朋以下勲一等人々も夫人同伴で紫宸殿に参列する。夫人同伴での即位礼参列という形態自体、前近代にはなく、欧州の王室儀礼に明治期を通じて学んだものである。ちなみに、他の例ではあるが、新年拝賀に親王・大臣・各国公使が妻を同伴するのは、一八八一年(明治十四)正月元日を嚆矢とする。⁽⁴⁾

紫宸殿の儀で、大正天皇が勅語を読み、内閣総理大臣大隈重信が国民を代表して、寿詞を奏上するが、この儀式には、国内における天皇統治の正当性の確認と同時に、対外的には国威伸長の意図があった。憲法学者上杉慎吉は、『登極令謹解』で、紫宸殿の儀について「今列国対立ノ世ニ在リテハ之ヲ諸外国ニ宣明シタマフノ意モ含マレツラント拝察スルナリ」と端的に言及している。

君主の就任儀礼の場は、同時に重要な外交の場でもある。表5は即位礼(十一月十日)・大嘗祭(十一月十五日)前後に行なわれた外国使節に対する遊覧・余興である。舞踏会・宴会の外、京都奈良の名勝・旧蹟への案内が行なわれて

いる。外国使節に対する接待係は、事務官一五名・陸海軍武官二一名をもってその任にあてた。また十一月二日に、英特命全權大使が勲一等旭日桐花大綬章を贈与されたのをはじめとして、外国使節七人、その随行員一七人に勲等が贈与された。⁽²⁶⁾イギリスから馬一頭、ロシアから紅玉大花瓶一個が天皇に献呈されたのに対し、礼電が打たれた。欧州から日本の天皇就任儀礼への影響として、即位礼当日の贈位・叙位・叙勲といった、「聖恩」の発動があげられる⁽²⁷⁾（もつとも叙位・賜祿は前近代でも行なわれたが、ここでは国際社会での互換性に着眼する）。豊臣秀吉・源頼義・源義家といった歴史上の人物から明治期の故人に至る贈位がなされ、現在国家に功績のある人物への叙位・叙勲がなされた。さらに、慈恵を施す君主として、恩赦・養老・救恤を天皇の名の下に行なった。

表5 外国使節に対する遊覧・余興

一九一五年十一月	
△十日	夜京都ホテルにて舞踏会開催さる。
△十一日	夜都踊見物、又修学院離宮に於て茶菓饗応（大 礼使請待）。
△十二日	博覧会見物（大典博請待）京都ホテルにて奏楽 会。
△十三日	坂本公園紅葉狩（大礼使請待）。
△十五日	奈良見物（大礼使請待）。
△十六日	夜京都ホテルにて音楽会開催。
△十八日	平安神宮園遊会当日八坂俱樂部晚餐会（京都市 請待）。

典拠）『御即位式大典録』後編、342頁。

即位礼当日の詔書は、以下のようについて。

朕大礼ヲ行フニ当リ普ク仁慈ヲ布キ、以テ朕カ慶福
ヲ頒タムコトヲ念ヒ特ニ有司ニ命シテ恩赦ノ事ヲ行
ハシム、爾有衆其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

ここでは、恩赦という「仁慈」を施している。また「耄ヲ存シ耄ヲ問フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ、恵ヲ數
キ恩ヲ垂ルルハ民ノ乏キヲ濟フヨリ先ナルハナシ」と沙
汰して、九〇歳以上の老人に木杯や酒肴料を給する養老
やその他賑恤の費用として総額一〇〇万円が府県に下賜
された。

こうした儒教的徳目で飾られた慈恵行為は、近世にお

ける幕府・諸藩の慈恵の影響とともに、実は欧州君主制の影響もうけている。たとえば、柳原前光が一八八二年（明治十五）に、岩倉具視・三条実美に宛てたオーストリアの即位式の報告では、寺院で新国王自らが貧民の足を洗い、皇后が布でその足を拭くといった、慈恵的君主像が語られている。この慈恵を施す君主像は、柳原がハプスブルグ家の長所として強調した点である（本書第二章参照）。さらに、一八五二年の仏ナポレオン三世の即位式では大赦を令し政治犯を釈放しているし、一八八三年（明治十六）の露アレクサンダー三世の戴冠式では、戴冠式後に歴代皇帝の慣例として貧民約五〇万人を集め饗宴を催したと、一九一五年（大正四）に発行された『御即位式大典録』は伝える。⁽²⁸⁾

さていよいよ一九一五年（大正四）十一月十五日には、悠紀・主基両国から穫れた新穀を天照大神をはじめとする神と天皇が共食し、天孫降臨神話を具現すると解釈される大嘗祭が行なわれる（大嘗宮での「秘儀」としての神座の儀を中核とする）。大嘗祭では、極力欧州の要素を排し、日本の「伝統」文化の装いがこらされる。装いとここで断じるのは、たとえば、吉野の国栖舞の供進にしても、一八七七年（明治十）の明治天皇大和行幸時に創出されたものである⁽²⁹⁾。大嘗祭に必要な諸物資にしても、近世の畿内における朝廷の領地を基盤とする調達から、近代における宮内省御用達の商人および全国府県からの調達へと変化した。また明治の大嘗祭からはじまった庭積^{にわづみのつくえしろもの}机代物が、大正においては各地の蔬果魚介の献納や各府県の篤農家からの粟米の献納としてなされた。さらに悠紀・主基両国が古代のごとく全国から卜定される形態をとったのも、明治以降のことである（本書第一章参照）。

一八八〇年代の立憲制の形成期に岩倉具視・柳原前光が説いたごとく、欧州君主制が独自の「伝統」文化を内外に對して国威宣揚に利用したように、こうした「伝統」重視の意味は国際社会における日本の国威宣揚にあったのである。

あくる十一月十六日には、二条離宮で大饗第一日が催される。天皇の饗宴を開くとの勅語のあと、首相および外国交際官を代表して、露国大使マレウイッチの奉対がなされる。外国交際官首席の奉対につき、多田好間は『登極令義解』で、「恒例ノ新年・紀元・天長三宴会ノ儀ニ準拠セラルルナリ」と述べているが、この三つの宴会自体は明治前期にその形態を整えたものである。『明治天皇紀』をくってみると、外国公使の新年参賀は、明治五年（一八七二）正月二日が最初であり、イタリア公使が賀正を言上している。また天長節に外国公使が招かれるのは、明治三年（一八七〇）からで、紀元節においては一八八一（明治十四年）からである。

大嘗祭で神人共食した黒酒・白酒を、この大饗第一日で参加者と再び天皇を介して共食する。献立は、刺身・松茸・鱧の吸い物・昆布といった和食で全国からの特産品で料理された。この献立について多田好間は、明治四年（一八七二）大嘗祭時の豊明節会における品目の改新に準じると解説している。そして、閨秀画家野口小蘋・京都市立絵画専門学校教諭竹内栖鳳といった東西の日本画の大家（二人とも帝室技芸員）の手による悠紀・主基の屏風が飾られ、久米舞、悠紀・主基両国の風俗舞、五節舞が旧公家により奏された。

十七日の大饗第二日は、初日とはうって変わり、むしろ欧州の王室に似せた宴がもたれる。二条離宮の饗宴場入り口には、カトレアをはじめとする六〇余種の西洋の花々が飾られ、鱒・鶏・牛肉を使った洋式の食事がだされ、洋楽が奏された（大饗夜宴では、チャイコフスキーの歌劇・ロッシーニの歌劇序曲・プッチーニのマノン小娘歌劇総合曲などの二二曲の管弦楽曲が奏された）。

多田好間は、『登極令義解』で、

本儀ハ先朝明治二十三年帝国憲法発布式・同二十七年大婚二十五周年祝典等ノ饗宴ノ例ヲ参酌シ、之ヲ定メラル。賜宴ハ即チ洋式ノ酒饌ニシテ、奏楽モ亦洋式ノ奏楽ナリ。

と述べている。明治二十三年は、明治二十二年（一八八九）二月十一日の宮中大宴会の誤りであろう。憲法発布記念式典のプログラムは、御雇式部官モールが関与し、ベルリンにおける類似の行事を模範として作成されたものであった。⁽³⁰⁾明治二十七年（一八九四）の大婚二十五年祝典は、欧米の銀婚式をまねて、伊藤博文が主唱したものである。ただし天皇の意見により、銀婚式の名称は使われなかったが、こうしたネーミング自体日本的具現といえる。大婚二十五年祝典の饗宴では、式部職楽隊が洋楽を奏し、洋風の献立であり、銀製菓子器が下賜された。⁽³¹⁾こうした明治期の儀式を踏襲して大饗の宴はもたれたのである。⁽³²⁾

以上みてきたように、登極令で定められた天皇の就任儀礼においては、欧州の王室間の儀礼と互換性を有することが重要であり、その施行細目の多くが、多田好問が解説する『登極令義解』の読み取りから証明されたごとく、明治期に導入された皇室儀礼の欧州化を踏襲するものであった。

第二節 登極令制定以前の 新嘗祭・大嘗祭解釈

この節では、明治期の新嘗祭・大嘗祭解釈を考える。それは内閣書記官多田好問らが中心になってつくられた登極令の制定過程において、それ以前のどのような大嘗祭解釈が参照されたかを解明するためである。

まず神道国教化政策期（慶応四年（一八六八）三月の神仏判然令から、明治五年（一八七二）三月の神祇省の教部省への格下げに至るまで）、常に神祇行政のトップにいた国学者福羽美静をとりあげる。⁽³³⁾福羽は、慶応四年（一八六八）八月二十七日の即位式に備えて「即位新式抄」⁽³⁴⁾を政府に提出している。

文明開化の進展、外国との交際が深まることに言及したあと、

神祇ノ敬祭ニ於テハ其基タル大嘗ノ姿ヲ少シモ変ゼズ、其変ズベキ衣服礼式等ハ之ヲ改メ、全国人之ヲ怪シト思ハザルノ時代トナシ、其時代ヲ早ク整ヘテ此即位式ノ確定ヲ為シオカル、様是レアリタシ

と述べ、「秘儀」としての大嘗祭の不変性と、即位式の時代に応じた変化を対称させる。こうした両者の性格づけは、明治期を通じて一貫するものである。

明治四年（一八七二）十一月の大嘗祭にむけて書かれた注釈書である伊能穎則の『大嘗祭儀通覧』⁽³⁵⁾は、この時期に書かれた唯一の研究書である。伊能穎則（文化二年（一八〇五）―一八七七年（明治十））は、下総出身の国学者で幕末に江戸で家塾を開き、この書を著わした明治三年（一八七〇）一月においては神祇官の宣教中博士であった。同書には、一九一三年（大正二）に、皇典講究所の設立に携わった井上頼圀の序文や、伊能の門下生である文科大学教授小中村清矩の「伊能先生小伝」⁽³⁶⁾（一八八九年執筆）が掲載され、大正大札にむけて復刻されていることから、明治期の大嘗祭研究の古典的意味を持っていたと考えられる。小中村清矩の「伊能先生小伝」では、人が名づけて「天孫降臨時人」といったことを伊能穎則が気に入って、「降臨時人」の匾額^{（へんがく）}を家に飾った逸話が紹介されている。このことから伊能が大嘗祭を天孫降臨時話の具現と解釈したことがうなずける。

『大嘗祭儀通覧』の大嘗祭解釈の核心は、次の一節である。

皇孫瓊杵尊に、斎庭^{（ユニハ）}の稻穂を賜はり、天降し奉りしより、天皇の永御食^{（ナガミケ）}の遠御食^{（トホミケ）}と聞食^{（ミツク）}、瑞穂の稻、漠々と繁栄え、米粟の美、万国に卓絶^{（タクセツ）}れ、上下豊熟の秋を楽しむことハ、神の恩頼^{（ミタマノツユ）}に依るといへども、上にいへる如、御世御世の天皇、食を重みし、神祇を祭らせ給ふ故にぞあるべき、古語拾遺を按るに、諸部ノ神供奉^{（ミコノムスビ）}ツル事、其職ニ一如クセヨ、天上ノ儀ノ一といへり、然ればこの大嘗祭ハ、天照大御神の大朝廷^{（オホミカド）}にして、行ハせたまへ

る儀式を、摸させたまへる事、疑ひなし(ルビ・原文)

大嘗祭は、天照大神の孫である瓊にぎ瓊の杵みこと尊みことが、高天原の斎庭ゆにわ(大嘗宮)の穂を天照大神から与えられて天孫降臨した神話に淵源するとし、それは天上の天照大神の儀式の模倣であると結論づける。伊能の大嘗祭解釈には、天孫降臨神話の具現、農耕祭祀の集大成とする、二つの要素が出揃っている。

この解釈は、明治四年(一八七二)十一月の大嘗会告諭に流れ込んでいる。

大嘗会ノ儀ハ、天孫瓊々杵尊降臨ノ時、天祖天照大御神詔シテ豊葦原瑞穂国とよあしはらのみずほのくにハ吾御子ノ所しるらんくに知国ト封ジ玉ヒ、及斎庭ノ穂ヲ授ケ玉ヒシヨリ、天祖日向高千穂宮ニ天降マシタタ、始テ其稻種ヲ播まきテ新穀ヲ聞食ス。是レ大嘗・新嘗ノ起原也。(36)

告諭では、大嘗祭で用いられる新穀が天照大神の斎庭の稲に起源することが述べられる。続けて大嘗祭の意義を、「新帝更ニ斯国ヲ所しる知食シ、天祖ノ封ヲ受ケ玉フ所以ノ御大礼」と述べ、明治天皇の大嘗祭は、天照大神から授けられた国家統治の正当性を体现するものと展開する。明治の大嘗祭が、伊能穎則の解釈の線で意味づけられたことが理解できる。

明治初年の神道国教化政策が崩壊するとともに、新嘗祭・大嘗祭の意味も社会的に等閑視されるようになるが、再び重要視されるようになるのは、一八八〇年代の「旧慣」保存策をもってである。「旧慣」保存策においては、立憲制の形成にあたって、日本独自の「旧慣」を重視することが、実は国内的には人心収攬、国際的には皇室の權威伸長をもたらす意図を有した(本書第二章参照)。中心人物である右大臣岩倉具視は、一八八二年(明治十五)十二月九日、地方官会議において、太政大臣三条実美とともに、「新嘗祭供饌ノ新穀ヲ県下ノ臣民ヨリ之ヲ献納セシメン」(37)ことを内諭している。

内論では、新穀がどこから納められたかについて、明治以前は、山城国の山科郷の禁裡御料、明治五年（一八七二）以降は大蔵省から、一八七八年（明治十一）以降は東京府から、一八八一年（明治十四）以降は植物御苑から、それぞれ納められたとする。新嘗祭の起源については、「上古天祖ノ天下ヲ皇孫ニ伝ヘ給フニ方リ、特ニ授クルニ齋庭ノ穂ヲモテシ給ヒシヨリ権興シ、今上ノ御代ニ至ルマテ二千数百年來歴朝継続シ給フ」と、天孫降臨神話からその後連綿として継続してきた経緯を述べる。そして「大嘗会及毎歳新嘗祭ニ当リ各地方ノ豪農神饌新米貢納ノ情願ヲ許スノ道ヲ啓ク^ひ」べきと結論づける。その意図については農業に勉励する氣風を養成すること、忠孝敬愛の情を喚起すること、篤農家育成になることなどをあげている。

こうした全国の豪農層からの、新嘗祭への献穀の試みは、一八八三年（明治十六）の岩倉の死をもって頓挫する。しかしその後一八九二年（明治二十五）四月二十二日になって献穀祭となつて結実する。故岩倉の建議を受け、東京都府知事富田鉄之助外四五名の知事により、毎年各府県精米一升精粟五合の新嘗祭への献納の提起が許可されたものである。毎年十月三十日までに、宮内省に納めることとなつた。新嘗祭は、「其本ヲ忘レ給ハス、且民命ヲ重シ給ヒ、天祖ニ報ヒ以テ年々ノ豐饒ヲ祈ラセ給スモノニシテ、万民生活スル所ノ食ハ、当初天祖ノ賜モノナル事ヲ忘レシメス、弥農事ヲ励マシメ給フヘキノ重視⁽³⁸⁾」であるとする。国民の食物はすべて天上の齋庭の稲に起源すると位置づけ、さらに皇室の崇敬を高め、農事を貴ぶ氣風を醸成する国家的利益があると、各府県知事は建言する。滋賀県を例にとれば、早速同年六月十日には、善良な種子を選び清浄な生育に努めることや、「農事上最モ熱心ニシテ且ツ品行方正」な献納者を選抜すべきことなどを定めた「新嘗祭供御ノ新穀献納手続」を、県は公布している。

この献穀祭の復活は、新嘗祭への献穀が近世のように山城国における特定の地域で行なわれてきたことを否定し、新嘗祭に全国的基盤をつくらうとしたものといえる。しかしながら明治期においては、政府サイドではあくま

で即位式や欧州と互換性のある皇室儀礼が最重要であり、大正期以降のように大々的に新嘗祭・大嘗祭の意義が社会的に喧伝されることはなかった。したがって献穀祭の復活は、新嘗祭・大嘗祭の意義を社会的に広めた明治期の数少ない例であったといえる。そして献穀祭創設時の、新嘗祭・大嘗祭解釈も、明治初年の天孫降臨神話の具現・農耕祭祀の集大成という評価を引き継いでいるのである。

一九〇七年(明治四十)に編纂完了した百科史料事典である『古事類苑』は、実証史学の発達を考える上でもその史学史的意味は大きい。編纂スタッフをみると、同書編纂の管轄が文部省時代から皇典講究所時代までの中心であった小中村清矩をはじめとして、井上頼圀・和田英松・佐伯有義ら、当代第一級の神道家・国学者が関与している。

『古事類苑』の編纂には、東京大学講師小中村清矩が一八七九年(明治十二)から編纂事業に加わり、一八八六年(明治十九)には帝国大学法科兼文科大学教授となった彼が『古事類苑』編纂委員長となっている。藤井貞文は「旧時代の和魂漢才より進んで漢・洋の学にも通ずるのが明治の国学」であり、小中村をその代表としている。この評価は、大國派国学者である福羽美静以来の明治期の国学者の開明性にかかわる問題として興味深い。なお大嘗祭の巻は、佐伯有義(文部省時代)・本居豊頼(皇典講究所時代)が担当している。⁽³⁹⁾

ここでは、なぜ『古事類苑』において踐祚・即位は「帝王部」にあり、大嘗祭は「神祇部」にあるのかといった問題を考えたい。大嘗祭について、一八九七年(明治三十)に刊行された「神祇部」では、「此祭ハ天皇即位ノ後、始メテ新穀ヲ以テ天照大神及ビ天神地祇ヲ奉祭シ給フ一世一代ノ新嘗」と規定している。「神祇部」にあることにより大嘗祭は、天皇の就任儀礼よりも神道祭祀の文脈で位置づけられているのである。ここでは、礼典を「王家ノ内事」とすべし(大嘗祭を皇室の私祭化する)という井上毅に代表される政府の宗教政策の影響がみられるのではな

い⁽⁴⁰⁾か。

さて明治の後半、一九〇三年(明治三十六)に書かれた、国学院大学講師池辺義象の「大嘗の大⁽⁴¹⁾」においては、皇室の礼典一般が、中古以来中国の影響を受けたものが多いのに対して、大嘗祭は「純然たる国風」であったとする。大嘗祭の起源については、以下のように記す。

天孫降臨の時に当りて、天照大神天兒屋根命^{の祖}天太玉命^{の祖}に詔して^{天孫}斎庭の稻穂を、千秋の五百秋に吾兒に御^みせ奉るべしと事依したまひしまに^く、かしこかれど今の大御代に至るまで、天皇は即天祖の孫におはしまし、余輩臣民も亦悉く天祖に奉仕せしもの、裔にして、日常生活の基となるものは、天祖の斎庭の稻穂たる時は、幾千年の久しきも猶一日のごとし、豈貴からずや

天孫降臨神話の具現、天皇一人一人がそれぞれ天照大神の直接の孫であること、現実の稻穂が天照大神の斎庭につながる^{こと}等が説かれている。

池辺義象は一時、『古事類苑』を編した小中村清矩の養子であり、明治初年の伊能穎則以来の小中村人脈による一貫した大嘗祭解釈が看取できる。

以上みてきたように、明治期を通じて天孫降臨神話の具現、農耕祭祀の集大成という大嘗祭の意味づけは、近世国学以来の継続としてなされるが、献穀祭の創設を除いては社会的に喧伝されることはなかった。むしろ立憲制の形成後は、一八九七年(明治三十)の『古事類苑』における位置づけのように、大嘗祭は天皇の就任儀礼よりも神道祭祀の文脈に位置づけられる傾向にあった。これは、国家的事業としての同書の性格から、政府が国務としての就任儀礼において即位式を重視するという方針を反映していると考えられる。

最後に、明治期の大嘗祭解釈が登極令にどう流れ込んだかを考えたい。登極令制定の最大の当事者、帝室制度調

査局御用掛多田好問の大嘗祭解釈をみる。多田は、大正大礼を翌年にひかえた一九一四年(大正三)二月十四日、華族会館で行なった講話において、即位式においては三種の神器の継受が一番重要とした上で、

そこで大嘗祭の方は御祭の一番肝要なるのが何であるかと申せば、当年の新穀を以て御祭になると云ふのが一番肝要なのでございます、それは瓊々杵命が天照大神よりイギワの棒(斎庭の穂——速記者の誤り、高木)を賜はりましたのに御酬いになる、且つ億兆の生命がそれに依て繋がれて居ると云ふことを御察しになります訳でありますから一番重い、それに次ぎまして最も必要なものはアラタイのギゾー(荒妙の委讓カ——高木)、それが大嘗祭では第二の肝要なものでございます、是は即ち天照大神が高天原で神の御告を思召になりました、億兆の生霊が暑さ寒さに着物を着ると云ふことを御察しになる、此の二つが一番大嘗祭では主なる点でございます(4)

と述べる。大嘗祭の最大のポイントは、「億兆の生命」が繋がれている、斎庭の稻穂を瓊々杵命がもつて天孫降臨することに起源する新穀供饌の儀式、それに神座に安置される麻織物の亀服(荒妙神服)を供進する儀式にあると(4)する。ここでは、明治期の国学による大嘗祭解釈を多田が踏襲していることが理解できる。登極令制定後に多田は、大嘗祭を大祀として独自の価値を認める講話をしている。しかしながら次節で詳述するごとく、登極令という法制上においては、あくまで大嘗祭は即位礼に従属し連続して行なわれることが決まったのである。

第三節 登極令制定後の大嘗祭観

一九〇三年(明治三十六)八月以前に、大嘗祭に関する大祀令案が政府において立案される。大祀令案は、踐祚・即位の規定とは切り離し、「大嘗祭ニ関スル事項ヲ規定シ儀注ヲ備⁽⁴⁴⁾疏」したものである。大祀令案では、「大嘗ハ天皇即位ノ初ニ於テ皇祖天照大神カ億兆ノ生命ヲ保ツ為ニ齋庭ノ神稻ヲ授ケ給ヒシ神恩ヲ謝セラル、ノ大⁽⁴⁵⁾礼」と、明治初年の大嘗祭観を踏襲している。しかも施行方法も、即位礼とは別個に、その年か、明くる年に、明治の大嘗祭(明治四年)どおりに行なわれることがプランニングされた。

しかしこうした即位礼と大嘗祭を別々に行なうプランは、その後否定されてゆく。一九〇六年(明治三十九)頃から、伊東巳代治帝室制度調査局副総裁の下、多田好問・奥田義人らによって本格化する登極令制定作業の中で、「唯だ度々行幸になつて行はせらるゝよりは一度に行はせられた方が宜⁽⁴⁶⁾からう」と、即位礼と大嘗祭が便宜的・合理的に連続して行なわれることとなる。⁽⁴⁷⁾一九〇九年(明治四十二)の登極令をみるかぎり、官僚サイドではあくまで即位礼が念頭にあり、制度としては大嘗祭が従属していることは明らかである。

そのことが象徴的には、登極令というネーミング自体、『登極令大要』(一九二二年)で、靖国神社宮司賀茂百樹をして「登極とは、嵩崇至極の天津高御座に登り賜ふこと」といわしめたように、登極＝即位だったのである。さらに賀茂は、同書で就任儀礼の解説を進め、「登極の御事は、前半、踐祚の御式は、諒闇中なれば、国民一般謹慎の意を表すべく、後半、即位の大儀は、国家の一大礼なれば、奉祝の意を表すべきなり⁽⁴⁸⁾」と結論づける。奉祝すべき

大札として即位札をあげ、大嘗祭は、位置づけられないのである。

さらに皇室制度調査局内で、一九〇三年(明治三十六)末頃に作成された「皇室令構成案」⁽⁴⁰⁾は、伊藤博文の手にあつたものだが、「即位の件」の分担者として、細川潤次郎・多田好問の名があがっている。ここでは天皇の就任儀礼が、伊藤らによって「即位」と一括して認識されている。また大札使事務官柳田国男が、大正大札に参列した感想、「大嘗祭から大饗⁽³⁾まで」(一九一五年十二月)で述べている内容は、登極令において大嘗祭が即位札に従属している制度上の「欠陥」を指摘したと考えられる。

私の尚古癖からいへば、即位の大札はできるだけ開放的に、大規模に、外国の使臣は勿論、国民代表者は朝鮮台湾から海外の植民地からも自由に参列させて、国家の威厳を中外にかがやかし給ふやうにあつてほしいが、大嘗祭はあくまで純国家的の祭祀として、直ちにその根本の精神を繹ね、原始の形式を追つて、簡朴はあくまで簡朴に、神秘はあくまで神秘に執り行はれむことを望むであらう。

大正の大嘗祭が、一九一五年(大正四)十一月十日に行なわれた即位札のわずか五日後に連続して行なわれ、即位札のハレやかさが払拭できず、簡朴・神秘といった本来の性格が失われたことへの批判である。これは、官にいたため柳田が直接には表現しなかったが、即位札と大嘗祭を連続して行なう登極令の制度上の「欠陥」をついたものと考えられる。

このように登極令においては、大嘗祭が制度上、即位札に従属していたのであるが、大正大札以後の社会的論調においては、それぞれの性格を明らかにした上で大嘗祭が即位札と同列に扱われるか、むしろそれ以上に大嘗祭の固有の性格にアクセントが置かれた。

内閣書記官室記録録編の『大札記録』(一九一九年)では、即位札が「当代ノ文物ヲ反映」し変化する性格であると

する。その対比において大嘗祭については、天孫降臨神話の起源を述べたあと、「諸祭祀ノ中、大祀ト称スルハ、独リ此ノ大嘗祭ニ限ラル。其ノ準備ノ鄭重ニシテ森嚴ナルコト、他ニ其ノ比ヲ見ズ」と断じる。牛塚虎太郎の『大札要義』(一九一四年、博文館)にも、大祀としての比類なきが述べられている。また京都文科大学教授三浦周行の『即位礼と大嘗祭』(一九一四年、京都府教育会)では、新嘗祭と民間風俗との共通性に言及し、「旧慣」保存の要を説く。

さらに国文学者山田孝雄の『大札通義』(一九一五年、東京宝文館)においては、

抑も大嘗祭の御義たるや、その最も莊重森嚴にして最も古風を重んぜさせたまふものなるが故に、今やわれらは神代の古をまのあたり拝することを得るものたるを忘るべからず。世界最古の皇国なればこそかくも世界最古の祭儀の今日に伝はりてしかも儼然として行はるるを見るを得るなれ。げにも仰ぎ貴ぶべきはこの祭儀なり。

と結論づけるが、実はこうした国際社会からみた大嘗祭の固有な性格や森嚴な雰囲気は、当の外国人の感想であった。

大札に際しての外国人の感想をあげたい。

ロンドンタイムズ記者ペンリントンや米国大使館武官のボールドウィンは、鹵簿をみた感想として、外国では拍手喝采で皇帝を迎えるのに対して、日本では沿道の拝観者が一人として声を発しない沈黙に驚いている。⁽⁵¹⁾ このことを米国新聞記者ウェットモア夫人は、西洋の戴冠式との対比の上で、「日本人は敬虔な沈黙の裡に帝と云ふ人格をもて民族存在の淵源に対して遵従を新たにし」、⁽⁵²⁾ 歴史的遺産である忠義の継承を明らかにするため神殿に詣でたという意味づける。

鹵簿の行列をみる群衆の厳肅さが、欧州の戴冠式との最大の違いとする感想であるが、儀式上厳肅さを具現する

のがいうまでもなく大嘗祭なのである。ウェットモア夫人は続けて、「就中興味あるは、此民族の至神至聖の場所を適確に現した小さい藁葺の神殿に於ける夜陰の儀式」とし、彼女は、神秘的な供物、神秘的な儀式で奉仕する天皇を思い浮かべる。

こうした大正期の大嘗祭の意味づけをよく現わすものとして、『国学院雑誌』御大札号に載せられた「米国前大統領グラント上言」⁽³³⁾がある。一八七九年(明治十二)に来日したグラントが天皇に述べた言葉に、

新嘗祭の如きは宇内絶美の祭典、陛下親ら耕して新穀を取り、皇后宮親から蚕^まして神衣を製し以て祖宗に奉し給へると稼^か穡の艱難^{かんなん}を知し召さるゝと其れ斯の如し、誰か威徳に服せざらん。グラント宇内を周遊するに斯る絶美の典式を見聞せず、陛下厚く聖意を此に留め猥りに旧典古式を改め給ふ事勿れ

とあつたとする。この史料は、はたしてグラントの言葉であつたか怪しい。『明治天皇紀』にも、「米国前大統領グラント氏来朝記」(「岩倉具視文書」)の天皇とのやりとりにも、史料上出てこず、しかも一八八二年(明治十五)十二月の岩倉具視の「御苑内ニ勸業場ノ設置ヲ奏請スル事」⁽³⁴⁾の建議中に、同様の文言が見受けられるからである。真偽はともかくとして、国際社会からみた際、新嘗祭ひいては大嘗祭が日本の固有な祭典であるとし、このような「旧典古式」の保存の必要を説く議論が、大正大札時に蘇り強調されたことが、ここでは重要である。

以上本節では、一九〇九年(明治四十二)に制定された登極令において、制度上、大嘗祭は即位礼に従属していたが、大正大札(一九一五年)以降、社会的には大嘗祭の固有な性格が前面にでて喧伝されたことを論証した。明治期には、国際社会において欧州王室儀礼との互換性を第一義的に考えたゆえに即位礼が重視されたが、大正大札以降、国際社会の中で逆に大嘗祭の固有性が評価され浮上することになる。

むすび

一八八九年(明治二十二)の皇室典範の段階では、官僚にとって、条約改正をめざし、欧州の君主制国家へ仲間入りをする上でも、戴冠式を念頭に置いた即位式が重要であった。政府サイドで、制度として即位式を重視する姿勢は、基本的に一九〇九年(明治四十二)の登極令まで引き継がれる。しかしながら大正大礼後の社会的な論調は、天皇の就任儀礼の中で大嘗祭に重い価値を置く。その大嘗祭解釈は、天孫降臨神話の具現と農耕祭祀の集大成との評価であり、明治期の国学者の大嘗祭解釈を踏襲するものであった。すなわち大正期以降、広く社会的に国学の大嘗祭観の復権がなされるのである。日本の固有性がもつとも強い儀式である大嘗祭が、浮上することになる。なぜ、こうした制度的な位置づけと社会的なうけとめかたのギャップがあるのか。ここでは十分に展開できないが、一つの考え方として、国内的には神道非宗教論の枠組みがくずれて、国家神道の宗教化が進みだす問題、⁽⁵⁶⁾ 国際的には君主制そのものの正当性が失われる(たとえば、第一次世界大戦で、ロマノフ家・ホーエンツォレルン家・ハプスブルグ家が倒れる)問題が介在すると考える。

さらにこうした大嘗祭解釈を発展・強化するのが、大嘗祭において歴代の天皇が大嘗宮の神座で天照大神から直接天皇霊を継承するとされる折口信夫「大嘗祭の本義」⁽⁵⁶⁾(一九二八年)である。明治期の国学解釈を発展させた折口説をもって、即位式と大嘗祭が連続する登極令下の就任儀礼において、大嘗祭を最重要とする今日につながる通念が確立することになる。

(1) 『秘書類纂』、雜纂(其一)。

欧州の君主制と互換性のある公礼にかかわって象徴的なのが、明治五年(一八七二)にイギリス公使館書記官(兼イギリス代理公使)R・T・ワトソンが明治天皇に、「泰西諸国一般の風習に拠り、天皇の正立して賜謁あらせられんことを外務卿に乞」
 「明治天皇紀」明治五年五月十五日条)うた事件である。当時、南校で理学や化学を教えていた御雇外国人W・E・グリフィスはのち(一九一五年)に回想している。

たとえば、陛下は外国公使を謁見しているあいだ、常に坐ったままであった。そして外国の宮廷で行なわれている礼法に従うため日本伝来の習慣を変えることは、側近の強い抵抗にあった。とうとうイギリス代理公使のR・T・ワトソン氏は、ミカドがよその君主の例にならない、その礼法に従うことによって真の友情を示さないかぎり、謁見をうけることを拒否した。例によって遅延策がとられたが、宮廷の権威者たちは、近代文明の習慣が東京で守られなければ、折からヨーロッパに行っていた大使たちも、ヴィクトリア女王に謁見してもらえないだろうということを理解させられた。(亀井俊介訳『ミカド——日本の内なる力——』(一九九五年、岩波文庫)

(2) 宮地正人は、「現世の天皇の祖先は、天地を開闢した神そのもの」であり、「「斎庭の穂」の授受儀式」としての大嘗祭をへるにより、「天皇は神性的な性格を賦与される」との『復古神道の神学』が、本居宣長により、定式化されたとする(「天皇制イデオロギーにおける大嘗祭の機能」『歴史評論』四九二号、一九九一年)。

(3) 「ロエスレル氏答議」(『秘書類纂』一九、帝室制度資料 上)。

(4) 所功「賀茂百樹講義『登極令大要』の紹介」(京都産業大学『世界問題研究所紀要』第九卷、一九八九年)。

(5) 『明治天皇紀』および「米国前大統領グラント氏来朝記」(岩倉具視文書)一三五、国立国会図書館憲政資料室所蔵、「グラント將軍と我国」(『憲政史編纂会収集文書』五四三、国立国会図書館憲政資料室所蔵)参照。

(6) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』三(一九六八年、原書房)、一二六頁。

(7) 『法規分類大全』第二十四卷、外交門三、二〇八―九頁。

(8) 『井上馨文書』(国立国会図書館憲政資料室所蔵)六六五―四。

(9) 『明治天皇紀』明治十三年十一月十八日条。

(10) 横山俊夫「不思議のヨーロッパ——在仏日本公使館雇マールシャル氏の西洋発見——」(吉田光邦編、京都大学人文科学研究所研究報告「一九世紀日本の情報と社会変動」一九八五年)・同「在仏日本公使館雇 フレデリック・マールシャル」(「ザ・ヤトイ——お雇い外国人の総合的研究——」一九八七年、思文閣出版参照)。

(11) 注(1)に同じ。

(12) 『伊藤博文関係文書』六、四二六頁。

(13) O・V・モール著、金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』(一九八八年、新人物往来社)一九〇頁。

(14) 『井上馨文書』七〇七—七。

なおモールは、皇后が欧州の王室に学んだ姿勢を以下のように伝えている。

ドイツ帝国皇后兼プロイセン王国王妃アウグスタの実例が、日本の皇后にとって模範となった。国民教育制度への関与、病人の看護、日本赤十字会長の座につくこと、外交団ならびにしきりに東京の宮中を来訪するようになった外国の王侯たちの応接、それに時代の精神的なすべての動きに関心をよせることなどが日常のご生活の中で皇后がもつとも心にかげられたことがらであった。(モール前掲書五四頁)

(15) 坂本一登は、伊藤博文の「宮中」改革と「欧化」政策を分析する優れた研究の中で、伊藤が一八八四年以来皇后の洋装化を念願していたのが、一八八六年六月二十三日に天皇の黙認のもと婦人洋装化の端緒が開かれ、翌一八八七年正月の新年儀式に皇后が初めて大礼服で登場するに至る経緯を明らかにしている(前掲『伊藤博文と明治国家形成』第三章第三節)。

(16) 鈴木暢幸・小松悦二「御即位式大典録」前後編(一九一五年、御即位大典記念会)。内閣書記官室記録課「大礼記録」(一九一九年)。以下、特に断わらない限り両書に基づく記述である。

(17) 清水伸「明治憲法制定史」上(一九七一年、原書房)、四七〇頁。

なお昭和大礼の事例ではあるが、空位をなくすために大正天皇の死亡の発表を遅らせて、剣璽渡御の準備を整える努力がなされている(猪瀬直樹「天皇の影法師」一九八七年、新潮文庫、三七—四〇頁)。

(18) 所功「多田好問『登極令義解』草稿の紹介」(皇学館大学神道研究所編『続大嘗祭の研究』一九八九年、皇学館大学出版部)。政府の登極令の制定過程を考える上で、立案にあたった内閣書記官多田好問の「義解」は一級史料である。また、登極令に関

する実証的研究として、所収『「登極令」の成立過程』（京都産業大学法学会『産大法学』第三二卷第三・四号、一九八九年）をあげておく。

(19) 上杉慎吉『「登極令」謹解』（『法学協会雑誌』第三三卷第二二号、一九一五年）。

(20) 『御即位式大典録』前編、第七編『外国の事例』。

(21) 『明治天皇紀』明治十八年七月二十二日条。

(22) 『伊藤博文関係文書』七、四七頁。

(23) 『明治天皇紀』。

(24) 酒巻芳男『皇室制度講話』（一九三四年、岩波書店）。

(25) 『明治天皇紀』。

(26) 欧州での奉祝行事の例をあげれば、ロンドンでは、特命全權大使井上勝之助主催の午餐会が、即位礼当日に開かれ、式部長官が英国王の名代として参列し、ペトログラードでは、特命全權大使本野一郎主催の奉祝接待会にロシアの國務大臣以下の顯官が招かれた（『大札記録』八二三―四頁）。

(27) 昭和太札における、恩典・恩赦の実態については、中島三千男「〈代替り〉と国民統合」（『Xデー問題と現代天皇制』一九八八年、青木書店）・同「〈天皇代替り〉を考える」（『岩井忠熊・岡田精司編『天皇代替り儀式の歴史的展開——即位儀と大嘗祭——』一九八九年、柏書房）を参照。

なお、立憲君主制が持っている、儀礼・社交・外交・社会事業等の諸機能を賸りつけてみせたのは、佐々木隆爾「象徵天皇制の機能」（『Xデー問題と現代天皇制』）であり、分析の指標として参考になる。

(28) 注(20)に同じ。

(29) 『明治天皇紀』明治十年二月十一日条。

(30) モール前掲書一八九頁。

(31) 『明治天皇紀』明治二十七年三月九日条。大婚二十五年祝典については、T・フジタニ『天皇のページェント』一〇〇―三頁参照。

- (32) 一九一四年(大正三)一月十日、大礼使長官原敬は、登極令に規定はないが欧州の例に学んで、大礼終了後に観兵式・観艦式と宮中における宴を開くことを提起し、それが具体化される(『大礼記録』七〇七―三八頁)。
- (33) 高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」(『ヒストリア』一〇四号、一九八四年)。
- (34) 『秘書類纂』雑纂(其二)。
- (35) 伊能穎則『大嘗祭儀通覧』(一九一三年、如蘭社)。
- (36) 日本近代思想大系二『天皇と華族』(一九八八年、岩波書店)一三頁。なお大嘗祭における天孫降臨神話の具現の解釈が明治維新时期からあったことを、赤坂憲雄「天皇霊・再考——折口信夫の大嘗祭論をめぐって——」(『仏教』別冊二、天皇、一九八九年、法蔵館)は指摘している。
- また、すでに新嘗祭においては、明治元年(一八六八)十一月十五日の行政官の布告で「於天上狹田長田ニ令殖給ヒシ稻ヲ、皇孫降臨ノ時下シ給ヘルモノ」という一節がみえ(山田孝雄「御即位大嘗祭、大礼通義」一八五頁、一九一五年、東京宝文館)、こうした解釈は、近世国学からの連続として考えられる。
- (37) 『岩倉公実記』下、二〇〇〇―四頁。
- (38) 「献穀、附自明治二十五年至大正六年新嘗祭供御献穀書類」(『滋賀県庁文書』明治―た―三四)。
- (39) 西川順士「大礼研究と『古事類苑』」(別冊『歴史読本』図説天皇の即位礼と大嘗祭、一九八八年、新人物往来社)。藤井貞文「江戸国学転生史の研究」(一九八七年、吉川弘文館)二二頁。「古事類苑編纂事歴」(『古事類苑』総目録・索引、一九一四年、神宮司庁)。
- (40) 中島三千男「一九八八年度日本史研究会大会報告批判」(『日本史研究』三二二号、一九八九年)・同「明治国家と宗教——上毅の宗教観・宗教政策の分析——」(『歴史学研究』四一三三号、一九七四年)。
- (41) 国学院『法制論纂』大日本図書、所収。
- (42) 「華族会館ニ於ケル多田好問君講話並問答速記」(宮内庁書陵部所蔵、一七三函五三三号)。
- (43) 「億兆の生命」が繋がれている斎庭の穂という解釈は、「稲穂は神である。其には魂がついて居る」との折口信夫「大嘗祭の本義」の画期的解釈を準備するものと考えられる(折口の意義については宮地正人前掲論文参照のこと)。

- (44) 「皇室令構成案」(『岩倉具視文書』五八、国立国会図書館憲政資料室所蔵、前掲所功「『登極令』の成立過程」に紹介)。
- (45) 『秘書類纂』雜纂(其二)。
- (46) 注(42)に同じ。
- (47) 所功「『登極令』の成立過程」。
- (48) 注(4)に同じ。
- (49) 注(44)に同じ。
- (50) 『新日本』第五卷第十二号、一九一五年十二月(佐伯有清「柳田国男と古代史」一九八八年、吉川弘文館、所収)。
- (51) 『御即位式大典録』後編、三四四―五頁。
- (52) 『東京朝日新聞』一九一五年十一月二十二日(新聞集成『大正編年史』四年下巻、八九八―九頁)。
- (53) 『国学院雑誌』二五一号、一九一五年。
- (54) 『岩倉公実記』下、二〇〇四―五頁。
- (55) 高木博志「国家神道と大嘗祭——宮地報告〈天皇制イデオロギー〉における大嘗祭の機能」を聞いて——(『歴史評論』四九四号、一九九一年)。
- (56) 『折口信夫全集』第三卷、古代研究(中公文庫版、一九七五年)所収。なお折口信夫が、大嘗祭は天孫降臨神話を具現し天皇は天皇靈を継承する器、とする通念をつくりだしたとする、岡田精司の説に多くを学んだ(『大王就任儀礼の原形とその展開』「即位・大嘗祭研究の問題点」、ともに『天皇代替り儀式の歴史的展開』一九八九年、柏書房、所収、および「折口信夫の大嘗祭論と登極令」『古代祭祀の史的研究』一九九二年、塙書房)。